

「総合評価落札方式運用ガイドライン」の一部改正の概要

(令和6年7月1日以降適用)

■主な改正内容

1 ICT 活用工事における部分的な活用の導入

ICT 活用工事において、5プロセスのうち2プロセス以上に取り組む「ICT の部分的な活用」を新設し1点を配点する。あわせて5プロセス全てに取り組む「ICT の全面的な活用」は従前の1点から2点に変更する。

2 ICT 活用工事における対象工種の拡大

山形県県土整備部の ICT 活用工事試行要領において、「施工者希望Ⅰ型」、「施工者希望Ⅱ型」（総合評価の加点対象としない）の区分が廃止され、新たに「施工者希望型」に統一されることから、総合評価においては、「施工者希望型」を加点対象とするものとし、従前の3工種（「土工」、「舗装工」、「舗装工（修繕工）」）に加え、施工者希望Ⅱ型のみ設定のあった ICT 活用工事「法面工」、「地盤改良工」、「基礎工」、「擁壁工」、「構造物工（橋脚・橋台）」、「土工1,000m³」、「小規模土工」の7工種も対象に追加し、ICT の活用を拡大する。

3 「若手・女性技術者評価型」の対象工種の拡大

現在、対象工種を「土木一式工事」に限定して運用しているが、同評価型の活用を拡大するため、対象工種を限定せず、全ての工種で設定可能とする。

4 対象期間見直し時期の変更（成績評定、CPD、災害工事实績、除雪業務実績）

対象期間の見直し時期を従前の6月から、例年のガイドライン改正時期にあわせ7月に見直す。

5 その他

誤字の修正、表現の統一等を行い、記載内容の適正化を図る。

■改正する様式等

- ① 様式総合2 企業的能力
- ② 様式総合4 地域貢献度
- ③ 別記様式－1 ICT活用工事計画書（土工） 【廃止】
- ④ 別記様式－2－1 ICT活用工事計画書（舗装工） 【廃止】
- ⑤ 別記様式－1－1 ICT活用工事計画書（舗装工（修繕工））【廃止】
- ④ 別記様式－3 インターンシップ等の受入実績証明書